

令和2年5月22日

平塚市監査委員 高梨 秀美
同 井澤 郁人
同 黒部 栄三
同 府川 正明

監査の結果により講じた措置について（公表）

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

記

- 1 監査実施対象課
環境部 環境保全課
- 2 監査実施日
令和2年2月21日
- 3 監査結果の公表日
令和2年3月27日（平塚市監査委員公表第27号）
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
財務に関する事務 (指摘事項) (1) 収入事務については、平塚市財務規則第38条第2項により国庫支出金、地方交付税等の補助又は交付の指令があったときは、直ちに調定の手続をしなければならないとされているが、県支出金において、交付決定後に未実施の調定手続きがあった。 平塚市財務規則に則り事務の方法を再度確認し、今後の事務の執行に当たり適正な措置を講じられたい。	(1) 未実施の調定については、令和2年1月29日に手続きを終えております。 今後は収入事務の運用について再度確認し、適切な事務処理に努めます。

- 1 監査実施対象課
土木部 道路管理課
- 2 監査実施日
令和2年2月21日

3 監査結果の公表日

令和2年3月27日（平塚市監査委員公表第27号）

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>財務に関する事務 (指摘事項)</p> <p>(1) 契約事務において、道路施設維持管理事業における委託を行った際に、地方自治法施行令に定める条項の適用誤りがあったので、適正な措置を講じられたい。</p>	<p>(1) 指摘のあった事項について、契約検査課が発行しているガイドライン等の活用により、適切な条項を適用するよう徹底します。</p> <p>また、その適用した条項について、誤りの無いように担当者以外の職員による再確認を行います。</p>

以上